

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当において、基準日にそれぞれ在職する常勤役員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行を踏まえ、基本給月額及び地域手当を9.77%引下げた。また、期末・勤勉手当の年間支給額を9.77%引下げた。

理事

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行を踏まえ、基本給月額及び地域手当を9.77%引下げた。また、期末・勤勉手当の年間支給額を9.77%引下げた。

理事(非常勤)

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行を踏まえ、非常勤役員手当の月額を9.77%引下げた。

監事

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行を踏まえ、基本給月額を9.77%引下げた。

監事(非常勤)

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行を踏まえ、非常勤役員手当の月額を9.77%引下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,144	千円 10,654	千円 3,851	千円 639 (地域手当)		3月31日	※
A理事	千円 12,194	千円 8,402	千円 3,037	千円 504 (地域手当) 250 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 12,050	千円 8,402	千円 3,037	千円 504 (地域手当) 106 (通勤手当)		3月31日	※
C理事	千円 11,200	千円 6,994	千円 2,947	千円 1,259 (地域手当)	4月1日		◇
D理事 (非常勤)	千円 1,223	千円 1,223	千円 0	千円 0 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,017	千円 1,017	千円 0	千円 0 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 1,017	千円 1,017	千円 0	千円 0 ()			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する役員に支給している。

注2:「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者を示す。

注3:総額、各内訳については、千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、中長期的な観点から人事管理計画を行い、人件費の管理を講じている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給(昇格)	勤務成績が良好で、かつ、職務遂行能力が特に優れている場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。
基本給(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分により昇給させることができる。
賞与: 勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年7月1日～平成26年3月31日
 - ・俸給表関係の措置の内容:
 - 教育職基本給表2級以下の者 :▲4.77%
 - 3級及び4級の者 :▲7.77%
 - 5級以上の者 :▲9.77%
 - 一般職基本給表2級以下の者 :▲4.77%
 - 3級から6級までの者:▲7.77%
 - 7級以上の者 :▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:
 - 管理職手当 :▲10%
 - 地域手当及び期末・勤勉手当 :▲9.77%

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容 :▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容
 - 地域手当、期末・勤勉手当 :▲9.77%
 - 及び非常勤役員手当

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 278	歳 42.4	千円 6,563	千円 4,913	千円 117	千円 1,650
事務・技術	人 117	歳 38.2	千円 4,937	千円 3,749	千円 149	千円 1,188
教育職種 (大学教員)	人 160	歳 45.4	千円 7,758	千円 5,770	千円 95	千円 1,988
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
非常勤職員	人 69	歳 38.6	千円 4,783	千円 4,783	千円 0	千円 0
教育研究系 有期契約職員	人 69	歳 38.6	千円 4,783	千円 4,783	千円 0	千円 0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注3: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

注4: 在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため省略した。

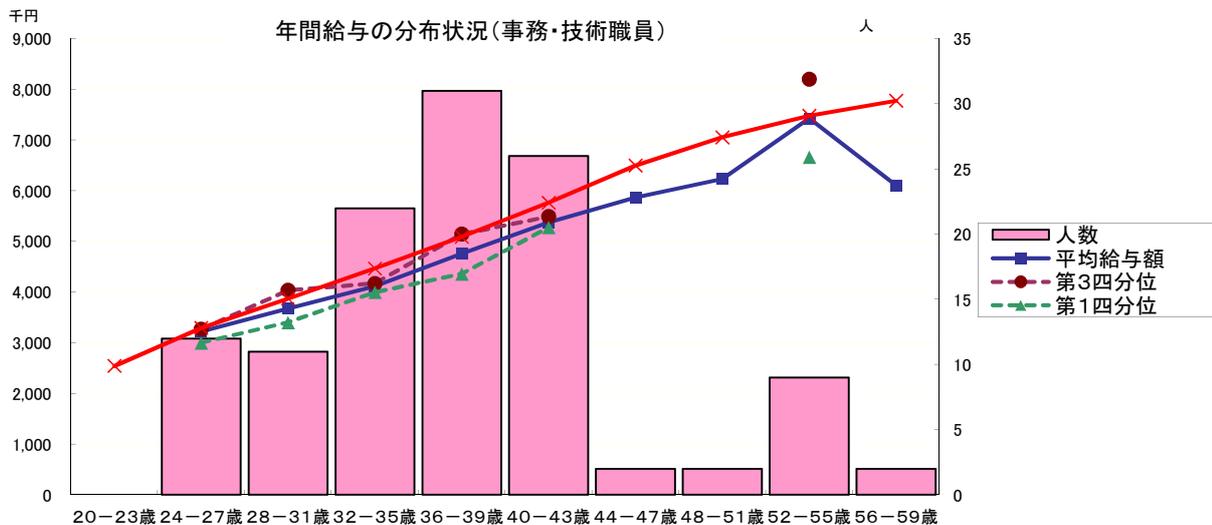
注5: 非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注6: 非常勤職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注7: 非常勤職員の年俸制適用者については該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下⑤まで同じ。

注2:年齢44～47歳、48～51歳及び56～59歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

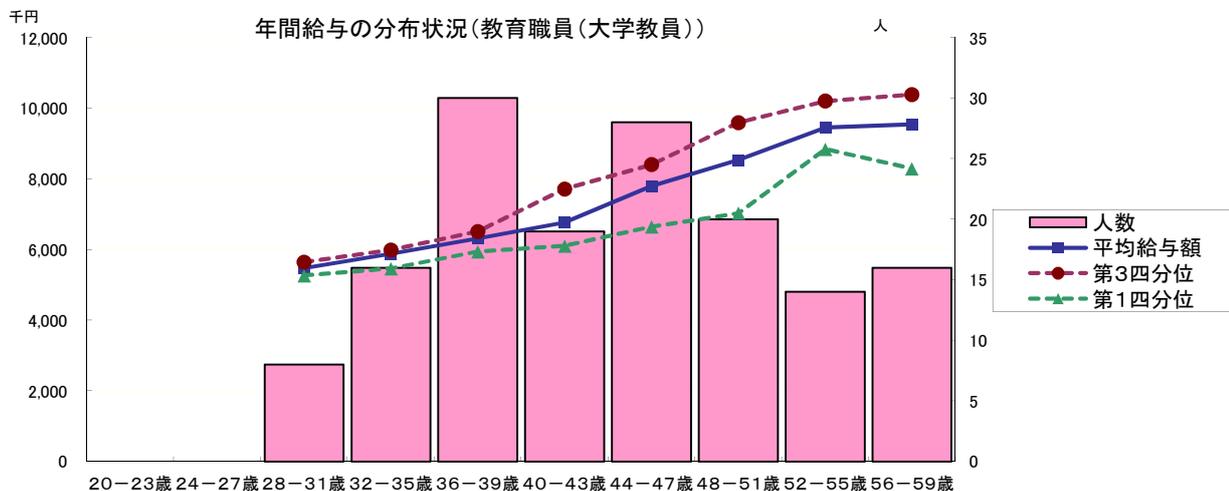
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	1	-	-	-	-
課長	4	54.5	-	7,818	-
課長補佐	5	52.7	6,553	6,718	7,113
係長	45	41.3	5,145	5,333	5,503
主任	19	36.6	4,027	4,368	4,718
係員	43	32.0	3,328	3,781	4,153

注1:部長の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

注2:課長の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	50	54.6	9,725	10,013	10,544
准教授	34	43.8	7,579	7,847	8,176
助教	72	39.8	5,728	6,068	6,374
助手	2	-	-	-	-
教務職員	2	-	-	-	-

注:助手及び教務職員の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長	課長 課長補佐
人員 (割合)	117人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	1人 (0.9%)	3人 (2.6%)	3人 (2.6%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	56～53	53～52
所定内給与 年額(最高 ～最低)		～	～	～	～	6,264～ 5,630	5,519～ 4,909
年間給与 額(最高 ～最低)		～	～	～	～	8,276～ 7,552	7,240～ 6,664

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長補佐	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		6人 (5.1%)	49人 (41.9%)	45人 (38.5%)	10人 (8.5%)
年齢(最高 ～最低)		54～37	48～35	56～27	29～24
所定内給与 年額(最高 ～最低)		5,456～ 4,205	4,739～ 3,252	3,622～ 2,428	2,922～ 2,195
年間給与 額(最高 ～最低)		7,275～ 5,715	6,228～ 4,360	4,730～ 3,228	3,718～ 2,889

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		学長が特に必要と認める教員	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	160人	該当者なし	50人 (31.3%)	34人 (21.3%)	該当者なし (%)	74人 (46.3%)	2人 (1.3%)
年齢(最高 ～最低)		～	64～45歳	57～34歳	～	59～29歳	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	9,188～ 6,015千円	7,191～ 3,999千円	～	5,478～ 3,904千円	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	12,472～ 8,288千円	9,775～ 5,387千円	～	7,194～ 5,119千円	～

注1:1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.4%	64.1%	63.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6%	35.9%	36.3%
	最高～最低	45.2～33.0%	41.3～30.9%	43.3～32.1%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	64.2%	65.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.8%	35.8%	34.8%
	最高～最低	34.5～32.0%	47.6～29.8%	41.8～31.1%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	62.8%	64.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0%	37.2%	35.7%
	最高～最低	34.5～33.5%	46.6～31.7%	40.8～33.0%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	64.5%	65.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2%	35.5%	34.9%
	最高～最低	44.8～32.5%	47.6～30.1%	45.6～31.4%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

93.6
100.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.4

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.6	
	参考	地域勘案 99.7 学歴勘案 92.1 地域・学歴勘案 99.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 74.0% (国からの財政支出額 6,707,000,000円、 支出予算の総額 9,118,000,000円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えているが、対国家公務員指数が100以下であるため、本学の給与水準は適正であると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】	

○教育職員(大学教員)

教育職種(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 100.7

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(-)と行政職(-)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(-)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(-))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,352,602	千円 2,504,281	千円 (%) △ 151,679 (△6.1)	千円 (%) △ 382,137 (△14.0)
退職手当支給額 (B)	千円 130,616	千円 98,660	千円 (%) 31,956 (32.4)	千円 (%) 76,924 (143.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,148,497	千円 1,193,066	千円 (%) △ 44,569 (△3.7)	千円 (%) 126,229 (12.3)
福利厚生費 (D)	千円 418,249	千円 437,993	千円 (%) △ 19,744 (△4.5)	千円 (%) 77,804 (22.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,049,964	千円 4,234,000	千円 (%) △ 184,036 (△4.3)	千円 (%) △ 101,180 (△2.4)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ①給与、報酬等支給総額については前年度比6.1%減となったのは、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例法に関する法律」(以下「特例法」という)の施行等を踏まえ、給与削減を実施したことが主な減額要因として挙げられる。
削減額については151,679千円となっている。
また、「最広義人件費」について、前年度と比較して4.3%減となったのは、上記同様特例法の施行等を踏まえ、給与削減を実施したことが主な減額要因として挙げられる。
削減額については184,036千円となっている。
- ②退職手当支給額については前年度比32.4%増となったのは、常勤役職員の定年退職者数増に伴うものである。「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき退職手当調整率を100分の98としているが、当該削減額を上回る退職者数が増額要因となっている。なお、当該措置による削減額は2,399千円となっている。
- ③非常勤役職員給与に含まれる役員について、同様に特例法の施行を踏まえ、非常勤役員手当の支給水準の引下げが行われており、当該削減額は540千円となっている。また、非常勤職員の人員減についても減額要因となっている。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、調整率引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:退職手当の算出に際し、100分の87の調整率を乗じる。

ただし、当該調整率は平成25年1月1日(職員から引き続き役員となった場合。役員在職期間のみの役員の場合は、平成25年3月26日)から同年9月30日までの間においては100分の98と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては100分の92としている。

職員に関する講じた措置の概要:退職手当の算出に際し、100分の87の調整率を乗じる。

ただし、当該調整率は、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては100分の98、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては100分の92としている。